

介護老人保健施設 なのはな苑  
訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

1 訪問リハビリテーションの介護報酬に係る費用

地域区分：4級地 10.66円

項目	単位	単位	負担割合	金額（円）
訪問リハビリテーション費	1回20分	308単位	1割	329
			2割	657
			3割	985

※基本訪問時間は、1回40分となりますので2回分の料金となります。

・上記料金に以下のサービスをご利用頂いた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

項目	単位	利用金額（円）			説明
		1割負担	2割負担	3割負担	
短期集中リハビリテーション実施加算	200 (1日)	213	426	640	通所・退院又は要介護認定日から3ヵ月以内1週間につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上のリハビリ実施で算定
リハビリテーションマネジメント加算	イ 180 (1ヶ月)	192	384	575	医師から詳細な指示を受けた上でリハビリテーション計画書を作成、PT・OT・STから説明し同意を得た場合、かつリハビリテーション会議（TV会議可）を開催しリハビリテーション計画を定期的に見直し、指定居宅サービス等の担当者と情報の共有を図り介護の工夫等に関する指導及び助言を行っている場合
	ロ 213 (1ヶ月)	227	454	681	(A) イに加え、厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用を行った場合。
	医師が説明を行った場合 270 (1ヶ月)	287	575	863	医師から詳細な指示を受けた上でリハビリテーション計画書を作成、医師から説明し同意を得た場合、かつリハビリテーション会議（TV会議可）を開催しリハビリテーション計画を定期的に見直し、指定居宅サービス等の担当者と情報の共有を図り介護の工夫等に関する指導及び助言を行っている場合
サービス提供体制強化加算	(I) 6 (1回)	6	12	18	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる場合
	(II) 3 (1回)	3	6	9	理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる場合

※事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合△50単位

2 介護予防訪問リハビリテーションの介護報酬に係る費用

地域区分：6級地 10.33円

項目	算定要件	単位	負担割合	金額（円）
介護予防訪問リハビリテーション費	1回20分	298	1割	318
			2割	636
			3割	953

※基本訪問時間は、1回40分となりますので2回分の料金となります。

・上記料金に以下のサービスをご利用頂いた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

項目	単位	利用金額（円）			説明
		1割負担	2割負担	3割負担	
介護予防短期集中リハビリテーション実施加算	200 (1日)	214	427	730	通所・退院又は要介護認定日から3ヵ月以内1週間につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上のリハビリ実施で算定